

認可外保育施設等を利用している
(利用する予定の) 児童の保護者の皆様へ

岩倉市 子育て支援課

「幼児教育・保育の無償化」および「施設等利用給付認定」についてご案内します

日頃より岩倉市の幼児教育・保育行政にご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、標記の件につきまして、制度の概要と必要な手続きについて下記のとおりご案内いたします。

なお、無償化の要件に該当する保護者の方には申請書等を提出していただく必要がありますので、お忙しいところとは存じますが、期日までにお手続きをいただきますようお願いいたします。

記

1 認可外保育施設等に関する幼児教育・保育の無償化の概要について

(1) 対象者・利用料

- ・保護者の就労や疾病等の事由により、保育の必要性があると認定された3～5歳児（保育園等の年少・年中・年長クラスにあたる年齢）の児童は、月額3万7千円までの利用料が無償化されます。
 - ・0～2歳児の児童（0歳から満3歳の誕生日以後最初の3月31日までの間の児童）については、保育の必要性があると認定されなおかつ住民税非課税世帯の場合に、月額4万2千円までの利用料が無償化されます。
- ※保育の必要性のない児童が認可外保育施設等を利用しても無償化の対象にはなりません。月60時間未満の就労など規定を満たさない場合は対象外となる場合があります（保育園と同様の基準で、市で審査します）。

(2) 対象となる施設・サービス

- ・無償化の対象となる「認可外保育施設等」とは、認可外保育施設、ベビーシッター、子ども子育て支援法に基づく一時保育事業、病児・病後児保育事業及びファミリーサポートセンター事業です。
- ・無償化の対象となるには、所在する市町村において「特定子ども・子育て支援施設等の確認」を受けている施設である必要があります。また、認可外保育施設やベビーシッターは、児童福祉法に基づく事業開始の届出が都道府県等に提出されていることも条件になります。対象となるかは各施設にご確認ください。
- ・限度額の範囲内であれば複数の認可外保育施設等で無償化を受けることが可能です。ただし、保育園・認定こども園・幼稚園の無償化を同時に受けることはできません。

2 必要な手続きについて

(1) 認定の区分

◎保育の必要性のない児童、0～2歳児で住民税課税世帯の児童

認定は受けられません。

◎保育の必要性のある児童（0～2歳児の児童は住民税非課税世帯に限る）

「施設等利用給付2号（0～2歳児の児童は3号）認定」を受けていただきます。
⇒次の①②③の書類を提出してください。

（2）提出書類

①「施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第2号・第3号）（保育の必要性がある人）」

②保育の必要性の事由の証明書類

※別紙「保育の必要性の認定事由と証明書類について」を参照し、利用開始時点の状況を証明する書類を提出してください。（例：現在は両親ともに就労しているが、利用開始時点では母が産休を取得している場合、父は就労証明書、母は母子健康手帳の写しを提出。）

③保護者欄に記載された人のマイナンバー確認書類

【1点でよいもの】 顔写真付きのマイナンバーカードの写し

【2点必要なもの】 (1)マイナンバー確認書類（マイナンバーが記載された住民票の写しまたはマイナンバー通知カード）の写し、(2)顔写真付きの身分証明書（運転免許証やパスポート等）の写し

（3）提出期限及び提出場所

- ・令和4年4月から利用開始の場合は令和4年2月28日（月）までに、それ以外の場合は利用開始日の7日前までに、岩倉市子育て支援課へご提出ください。

（4）その他

- ・上記の他に書類が必要となる場合は個別にご連絡させていただきます。
- ・申請書の記入例を市ホームページで公開していますので参考にしてください。「岩倉市 幼児教育・保育の無償化」で検索するか、右のQRコードからご覧ください。なお、様式のダウンロードも可能です。
- ・兄弟で同時に申請する場合は②及び③の提出は1部で結構です。
- ・兄弟が保育園又は認定こども園（保育部）の令和4年4月入園を申請している場合は、②の提出を省略することができます。省略したことが分かるように、「就労証明書は兄の保育園の4月入園申請書に添付」などと書いたメモを添付してください。
- ・施設等利用給付認定は、年度途中から認定を受けることも可能です。



3 給付の方法について

- ・施設の利用料については、料金全額を一度施設にお支払いいただき、4～8月の5か月分と9～3月の7か月分の2回に分けて市から対象者へ給付いたします。
- ・請求の方法や時期については後日ご案内いたします。領収証等が施設から発行された場合は必ず保管しておいてください。

【問合せ・提出先】 〒482-8686 岩倉市栄町一丁目 66 番地（提出は郵送可）
岩倉市子育て支援課保育グループ 担当：宮田 電話：0587-38-5810(直通)